

串間市公告第 2 2 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項の規定により、下記の地域の地域農業経営基盤強化促進計画を策定したので、同条第 8 項の規定により公告する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

串間市長 島 田 俊 光



記

1. 地域農業経営基盤強化促進計画を作成した地区

- (1) 笠祇地区
- (2) 高松地区
- (3) 千野地区
- (4) 西前地区
- (5) 白石 4 区
- (6) 市上地区
- (7) 三幸ヶ野地区
- (8) 大島堰北部地区
- (9) 桂原地区
- (10) OH道地区
- (11) 一氏・射場地野地区
- (12) 大東原地区：大字奈留・大平
- (13) 古竹地区
- (14) 大納地区
- (15) 崎田地区
- (16) 大東原地区：大字串間
- (17) 園田・平原・西ノ園・堂園・烏帽子野地区
- (18) 胡桃ヶ野・高則・揚原地区
- (19) 大矢取・赤池・真萱・大重野地区
- (20) 田ノ野地区
- (21) 大東原地区：矢床・家畜市場・大東小周辺
- (22) 樋口地区
- (23) 都井地区

- (24) 市木地区
- (25) 奈留・仲別府・古大内・長野地区
- (26) 本城地区
- (27) 木代地区
- (28) 天神・郡元地区
- (29) 穂佐ヶ原・霧島・城山・松尾地区
- (30) 大平・中原・広野・片野地区
- (31) 奴久見地区
- (32) 上代田・下代田地区
- (33) 鹿谷地区
- (34) 奈留川原田地区
- (35) 本城榊崎地区
- (36) 秋山地区
- (37) 塩屋原地区①
- (38) 塩屋原地区②

2. 縦覧場所

串間市役所の掲示板及び農業振興課